

所得額計算表（表）

収入、所得種別

事業	営業等所得 【ア・①】	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、保険業、運輸通信業、修理業、サービス業などから生ずる所得または大工、外交員、音楽教師、集金人、漁業、内職等
	農業所得 【イ・②】	米、野菜、花、果樹などの栽培及び生産、または農家が兼業する家畜、家禽などの飼育、酪農品の生産などから生ずる所得
不動産所得【ウ・③】		貸家、アパート、貸店舗、駐車場、地代から生ずる所得
利子所得【エ・④】		公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配による所得
配当所得【オ・⑤】		株式や出資金に対する利益の配当などの所得
給与所得【カ・⑥】		俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの所得
雑所得	公的年金等 【キ・⑦】	国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給等 ※障害年金、傷病年金、遺族年金、遺族恩給等は非課税
	その他 【ク・⑦】	互助年金、郵便年金、生命保険契約に基づいて支給される年金、原稿料、講演料、印税、放送出演料、貸し金の利子などの所得
総合課税の譲渡所得 【ケ、コ・⑧】		土地・建物等以外の資産（機械やゴルフ会員権など）の譲渡によって生ずる所得 ※短期譲渡…保有期間が5年以下の資産の譲渡 ※長期譲渡…保有期間が5年を超える資産の譲渡
一時所得 【サ・⑧】		生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金、賞金、懸賞当選金などの所得

① 事業所得（営業等）

総収入金額から必要経費を差し引きます。

総収入金額	円	—	必要経費	円	=	事業所得（営業等）	円
-------	---	---	------	---	---	-----------	---

② 事業所得（農業）

総収入金額から必要経費を差し引きます。

総収入金額	円	—	必要経費	円	=	事業所得（農業）	円
-------	---	---	------	---	---	----------	---

③ 不動産所得

総収入金額から必要経費を差し引きます。

総収入金額	円	—	必要経費	円	=	不動産所得	円
-------	---	---	------	---	---	-------	---

④ 利子所得

収入金額がそのまま所得金額となります。

※一般的に利子所得は、源泉分離課税ですから申告は不要です。ただし、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

利子所得	円
------	---

⑤ 配当所得

配当等の収入金額から負債の利子を差し引いた金額が配当所得となります。

※負債の利子は、株式を買ったり出資したりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

配当等の収入金額	円	—	負債の利子	円	=	配当所得	円
----------	---	---	-------	---	---	------	---

⑥ 給与所得

下記の表のとおりとなります。

（単位：円）

① 給与収入	給与所得	① 給与収入	給与所得
～ 650,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	② × 2.4
651,000 ～ 1,618,999	① - 650,000	1,800,000 ～ 3,599,999	② × 2.8 - 180,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000	3,600,000 ～ 6,599,999	② × 3.2 - 540,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000	6,600,000 ～ 9,999,999	① × 0.9 - 1,200,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000	10,000,000 ～	① × 0.95 - 1,700,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000		

給与所得	円
------	---

所得額計算表（裏）

⑦ 雑所得

（公的年金等）

（単位：円）

昭和20年1月2日以後に生まれた方

昭和20年1月1日以前に生まれた方

① 年金収入	② 公的年金等雑所得
～ 700,000	0
700,001 ～ 1,299,999	① - 700,000
1,300,000 ～ 4,099,999	① × 0.75 - 375,000
4,100,000 ～ 7,699,999	① × 0.85 - 785,000
7,700,000 ～	① × 0.95 - 1,555,000

① 年金収入	② 公的年金等雑所得
～ 1,200,000	0
1,200,001 ～ 3,299,999	① - 1,200,000
3,300,000 ～ 4,099,999	① × 0.75 - 375,000
4,100,000 ～ 7,699,999	① × 0.85 - 785,000
7,700,000 ～	① × 0.95 - 1,555,000

③ 年金所得
円

（その他）

総収入金額から必要経費を差し引きます。

総収入金額	円
-------	---

必要経費	円
------	---

④ その他雑所得
円

③ 年金所得	+	④ その他雑所得	=	雑所得	円
---------------	---	-----------------	---	-----	---

③ 年金所得	+	④ その他雑所得	=	雑所得	円
---------------	---	-----------------	---	-----	---

⑧ 総合譲渡・一時所得

総合譲渡所得、一時所得に関しては計算が複雑となりますので直接、税務課（878-9803）までお問い合わせください。

総合譲渡・一時所得
円

（分離課税）…分離課税については計算が複雑となりますので直接、税務課（878-9803）までお問い合わせください。

（市民税・県民税の求め方）

総所得金額	
申告書	円
9	

所得控除額	
申告書	円
23	

課税総所得金額	
①	円

市民税所得割	円
① × 6% (市民税所得割税率)	

県民税所得割	円
① × 4% (県民税所得割税率)	

市県民税所得割額	
②	円

課税総所得金額①が200万円以下の方
課税総所得金額①と人的控除の差の合計額のいずれか小さい額の5%

課税総所得金額①が200万円超の方
人的控除の差の合計額から課税総所得金額① - 200万円を控除した金額（5万円以下の場合は5万円）の5%

人的控除の減額措置	
③	円

※右下の人的控除の種類参照（人的控除の差の税率の5%については、市民税3%・県民税2%です。）

市民税均等割	円
一律3,000円	
3,000	

県民税均等割	円
一律1,800円 ※1	
1,800	

市県民税均等割額	
④	4,800円

※1 内800円は、水と緑の森づくり税です。

②	-	③	+	④	=	あなたの平成22年度分の 市民税・県民税（概算）	円
----------	---	----------	---	----------	---	-----------------------------	---

◎住民税の非課税範囲について

- 均等割も所得割もかからない人
 - ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で合計所得が125万円以下
- 均等割のかからない人
 - ・所得金額が28万円以下（ただし事業専従者を除く）
（扶養親族がいる場合は28万円 × (1 + 扶養者数) + 16万8千円以下）
- 所得割のかからない人
 - ・所得金額が35万円以下
（扶養親族がいる場合は35万円 × (1 + 扶養者数) + 32万円以下）

人的控除の種類（一人当り）	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	一般	38万円	5万円
	特定	45万円	18万円
	老人	38万円	10万円
	同居老親	45万円	12万円
同居特別障害加算	23万円	35万円	12万円
配偶者特別控除	38万円以上40万円未満	38万円	5万円
	40万円以上45万円未満	33万円	3万円
障害者控除	普通	27万円	1万円
	特別	30万円	10万円
寡婦控除	一般	27万円	1万円
	特別	30万円	5万円
寡夫控除	26万円	27万円	1万円
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	38万円	5万円
	老人	38万円	10万円